様式1-1

令和　年　月　日

守秘義務の遵守に関する誓約書兼守秘義務対象資料の提供依頼書

神戸市長　様

事業者名

所在地

代表者名 　 　　　　　　　　　　印

担当者名

電話番号

メールアドレス

当社は、今般、神戸市（以下、「市」という。）が令和６年10月に公告した雲井通５丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業（以下、「本事業」という。）に係る要求水準書について、本事業への参画を検討すること（以下、「本目的」という。）を目的に、守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

なお、資料の提供を受けるに当たり、当社は、下記事項を遵守し秘密を保持することを誓約します。

記

1. （利用の目的）
2. 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
3. 当社は、当社の代理人、補助者その他の者に守秘義務対象資料を開示しようとするときは、事前に市の承諾を受けます。資料提供先への資料提供は、市の事前承諾を受けた場合及び開示の相手方に本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約させた場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
4. （秘密の保持）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定めるほか、第三者に提供しません。

1. （善管義務）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを誓約します。

1. （個人情報の取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下、「法令等」という。）により市に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ法令等により当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

1. （期間）

本書に基づき当社が負う義務は、当社又は当社を含むグループが本事業の選定事業者として選定された場合のほか、本目的検討の結果、本事業への応募に至らなかった場合及び本事業の応募の結果、事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

1. （損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、及び第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

1. （書類の破棄又は消去）

当社が、本目的検討の結果、本事業の応募に至らなかった場合及び応募の結果、選定事業者として選定されなかった場合、受領した守秘義務対象資料は、第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者に提供された資料及びこれらの写しも含めて全て速やかに破棄又は消去することを約束します。また、守秘義務対象資料を破棄又は消去した場合は、第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者による廃棄又は消去も含め、任意の様式により、実施日及びその手段等について、速やかに市に報告します。

1. （定義）

本書において、特段に定める場合のほか、本書における用語の定義は、本事業の入札説明書等の定めるところによることとします。

様式3-2

令和　年　月　日

暴力団等排除に関する誓約書

神戸市長　様

事業者名

所在地

代表者名　　　　　 　　　　　　　　　　印

担当者名

電話番号

メールアドレス

私は神戸市が兵庫県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していること誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

様式3－11

神戸市長　様

業務委託を共同連帯して営むため、下記の協定書のとおり、共同企業体を結成したので、入札参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体協定書（甲型）

1. （目的）

当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 神戸市発注に係る雲井通５丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業（以下、「本事業」という。）の業務委託
2. 前号に関する入札手続き、及び前号に附帯する一切の業務
3. （名称）

当共同企業体は　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

1. （事務所の所在地）

当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　に置く。

1. （成立の時期及び存続期限）
2. 当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、本事業の契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。
3. 本事業の落札者として選定されなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。
4. （構成員の住所及び名称）

当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

所在地

商号

所在地

商号

1. （代表者の名称）

当企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

1. （代表者の権限）

第５条に定める全構成員は当企業体の代表者を代理人と定め、当企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、当企業体が存続する間、入札の参加申請、見積及び入札、契約締結、復代理人選任、債権者登録、発注者及び監督官庁等との折衝、施設整備費等及び保証金の請求及び受領、当企業体に属する財産の管理、並びにその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有するものとする。

1. （構成員の出資の割合）
2. 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

1. 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。
2. （運営委員会）

当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完了に当たるものとする。

1. （構成員の責任）

各構成員は、本事業の事業契約の履行及び下請契約その他の本事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

1. （取引金融機関）

当企業体の取引金融機関は、　　　　　銀行　　　　　支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

1. （決算）

当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

1. （利益金の配当の割合）

決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

1. （欠損金の負担の割合）

決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

1. （権利義務の譲渡の制限）

本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

1. （契約期間途中における構成員の脱退に対する措置）
2. 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完了する日までは脱退することができない。
3. 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。
4. 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。
5. 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
6. 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
7. （構成員の除名）
8. 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
9. 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
10. 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。
11. （契約期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

1. （代表者の変更）

代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

1. （解散後の契約不適合責任）

当企業体が解散した後においても、本事業の事業契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

1. （協定書に定めのない事項）

この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

　　　　　　　　　　　外　　　　　　　　　　社は、以上のとおり　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者） 単社使用印鑑

所在地

商号

代表者又は受任者職氏名

JV使用印鑑

単社使用印鑑

所在地

商号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所在地

商号

代表者又は受任者職氏名

様式3－11

神戸市長　様

業務委託を共同連帯して営むため、下記の協定書のとおり、共同企業体を結成したので、入札参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体協定書（乙型）

1. （目的）

当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 神戸市発注に係る雲井通５丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業（以下「本事業」という。）の業務委託
2. 前号に関する入札手続き、及び前号に附帯する一切の業務
3. （名称）

当共同企業体は　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

1. （事務所の所在地）

当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　に置く。

1. （成立の時期及び存続期限）
2. 当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、本事業の契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。
3. 本事業の落札者として選定されなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。
4. （構成員の住所及び名称）

当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

所在地

商号

所在地

商号

1. （代表者の名称）

当企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

1. （代表者業の権限）

第５条に定める全構成員は当企業体の代表者を代理人と定め、当企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、当企業体が存続する間、入札の参加申請、見積及び入札、契約締結、復代理人選任、債権者登録、発注者及び監督官庁等との折衝、施設整備費等及び保証金の請求及び受領、当企業体に属する財産の管理、並びにその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有するものとする。

1. （分担業務額）
2. 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（分担業務） 　 　（商号）

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

　　　　　　業務の　　　　　　　部分

1. 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。
2. （運営委員会）

当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完了に当たるものとする。

1. （構成員の責任）

各構成員は、本事業の事業契約の履行及び下請契約その他の本事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

1. （取引金融機関）

当企業体の取引金融機関は、　　　　　銀行　　　　　支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

1. （構成員の必要経費の分配）

各構成員は、その分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

1. （共通費用の分担）

本事業の業務実施中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

1. （構成員の相互間の責任の分担）
2. 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
3. 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
4. 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
5. 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。
6. （権利義務の譲渡の制限）

本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

1. （契約期間途中における構成員の脱退に対する措置）

構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

1. （契約期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
2. 構成員のうちいずれかが契約期間途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。
3. 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。
4. （代表者の変更）

代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

1. （解散後の契約不適合責任）

当企業体が解散した後においても、本事業の事業契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

1. （協定書に定めのない事項）

この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

　　　　　　　　　　　外　　　　　　　　　　社は、以上のとおり　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者） 単社使用印鑑

所在地

商号

代表者又は受任者職氏名

JV使用印鑑

単社使用印鑑

所在地

商号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所在地

商号

代表者又は受任者職氏名